様式第7号(第8条関係)

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 袖ケ浦市水洗便所改造事業貸付金借用証書 | | | | | 貸付  番号 | |  |
|  | | | | | | | |
| 年　　月　　日  　袖ケ浦市長　　　　　　　様  借受人　住所　袖ケ浦市  (ﾌﾘｶﾞﾅ)  氏名  電話  連帯保証人　住所　袖ケ浦市  (ﾌﾘｶﾞﾅ)  氏名  電話  　袖ケ浦市水洗便所改造事業助成条例及び同施行規則の該当事項を了承の上、下記のとおり借用しました。  　なお、借受人が償還出来ない場合は、連帯保証人が遅滞なく償還します。 | | | | | | | |
| 借用金額 | 円 | | | | | 借用条件 | |
| 裏面記載のとおり | |
| 設置場所 | 袖ケ浦市 | | | | | (自家・貸家・借家) | |
| 償還方法 | 次のとおり毎月末日までに償還します。 | | | | | | |
| 水洗便所改造事業貸付金 | | 第１回 | 円 | | | |
| 第２回から第４８回 | 円 | | | |
| 始期　　　　　年　　　　月　　　　日　　　終期　　　　年　　　　月　　　　日 | | | | | | |
| 元金の振込銀行 | | 銀行　　　　　　　　　支店 | | | | | |

(裏)

借用条件

1　助成金は、貸付対象となった水洗便所改造の費用に充当すること。

2　借用金は毎月末日までに袖ケ浦市指定金融機関に納入すること。

3　借用金により水洗便所改造した建築物を他人に譲渡し、又は転貸し、或いは設備を取りこわしたときは、未償還金を直ちに返済すること。

4　借用証書の記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに届け出ること。

5　次に該当するときは、本受付を取消されても異議を申し出ないこと。

①　改造しようとする建築物を取りこわし、又は、火災その他の災害により建築物が滅失したとき。

②　市長が不適当と認める事実が生じたとき。